

## 通所介護・介護予防型通所サービス重要事項説明書

(令和6年4月1日介護報酬改定に伴う変更及び追記内容のお知らせ)

## 1.当事業所の概要

(1)設備の概要(とうにんⅠ)

定 員	20 名	静 養 室	あり
食 堂 兼 機能 訓 練 室	あり	相 談 室	あり
浴 室	あり	送 迎 車	あり

設備の概要(とうにんⅡ)

定 員	15 名	静 養 室	あり
食 堂 兼 機能 訓 練 室	あり	相 談 室	あり
浴 室	あり	送 迎 車	あり

## 2.利用料金

(1)利用料金

①. 通所介護サービス基本単位数

(例)要介護1 (5時間ご利用の方) 573単位

要介護3 (7時間ご利用の方) 796単位

② 入浴介助

入浴介助加算1 (40単位)

入浴介助加算2 (55単位)

③ 個別機能訓練加算

個別機能訓練加算Ⅱ (20単位)

個別機能訓練加算Ⅰ1 (56単位)

個別機能訓練加算Ⅰ2 (76単位)

④ サービス提供体制加算

(職員の有する資格や勤続年数により評価)

サービス提供体制加算Ⅰ (22単位)

⑤ 科学的介護推進体制加算 (40単位)

⑥ 処遇改善加算Ⅰ +9.2%

## 3.虐待防止のための措置について

(1)当社は利用者等の人権擁護・虐待の防止のために次に掲げる必要な措置を講じます。

①成年後見制度の利用を支援します。

②従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

③事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。(委員会の開催、指針整備等)

## 4.事業継続計画(BCP)の策定について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研及び訓練を定期的に開催する等の措置を講じるものとします。

(委員会の開催、指針整備等)

## 5.感染症の予防及び蔓延防止のための措置について

感染症の予防及び蔓延を防止するため、次の措置を講じるものとします。

(1)感染症の予防及び蔓延を防止するための従業員に対する研修の及び訓練の実施。

様式1

その他感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置。(委員会の開催、指針整備等)

6. サービス内容及びハラスメントに関する苦情

(1) 相談・苦情窓口

担当者 田中 真矢 電話 092-791-2255

(2) 苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① サービス提供中に利用者及び職員からの苦情およびハラスメントを発見及び申し出があった場合は、直ちに担当者が直接関係者に詳しい事情を聞き事実関係を確認します。
- ② サービス提供終了後電話などで苦情があった場合には、ただちに担当者が連絡を取り直接伺う等して詳しい事情を聞くとともに担当職員からも事情を確認します。
- ③ 担当者が必要と判断した場合には、検討会議を行います。
- ④ 検討会議の内容を踏まえ速やかに具体的な対応を行います。
- 上記の対応は、必要に応じて担当者の上長及び管理者が行います。
- ⑤ 受け付けた苦情の内容等の記録は、保管し事例検討会などを通じて従業者間の共有を図り再発防止に役立てます。(委員会の開催、指針整備等)

(3) その他

当社以外に、次の公的機関の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 市区町村: 福岡市

担当部署: \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

② 福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)

担当部署: 介護保険課介護保険係 電話 092-642-7859

通所介護(介護予防通所介護)サービスの重要事項の変更・追記の説明を受け、同意し、理解しました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住所

電話

私は、本人の契約意志を確認し本人に代わり上記署名を行ないました。

代理人(契約者との関係 \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住所

電話